

○東松山市個人情報の取扱いに関する管理規程

平成28年3月30日

訓令第8号

改正 令和2年3月24日訓令第3号

令和5年3月27日訓令第3号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制及び任務（第3条―第8条）
- 第3章 職員の責務（第9条・第10条）
- 第4章 保有個人情報の取扱い（第11条―第20条）
- 第5章 情報システムにおける安全の確保等（第21条―第36条）
- 第6章 情報システム室等の安全管理（第37条・第38条）
- 第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第39条―第42条の2）
- 第7章の2 サイバーセキュリティの確保（第42条の3）
- 第8章 安全確保上の問題への対応（第43条―第44条）
- 第9章 監査及び点検の実施（第45条―第47条）
- 第10章 雑則（第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、東松山市個人情報の安全管理に関する基本方針（平成28年3月25日決裁。以下「基本方針」という。）にのっとり、市が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の適切な取扱いを図るために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条及び第60条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条並びに東松山市情報セキュリティポリシー（平成28年3月決裁。以下「情報セキュリティポリシー」という。）において使用する用語の例による。

## 第2章 管理体制及び任務

（総括保護管理責任者）

第3条 総括保護管理責任者を1人置くこととし、副市長をもって充てる。

2 総括保護管理責任者は、市の保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

（保護管理責任者）

第4条 保護管理責任者を1人置くこととし、総務部長をもって充てる。

2 保護管理責任者は、総括保護管理責任者を補佐し、保有個人情報の管理に関する総合調整等を行う任に当たる。

（保護管理者）

第5条 保有個人情報を取り扱う各課等に、保護管理者（東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東松山市条例第22号）第3条に規定する個人情報保護管理者をいう。）を1人置くこととし、当該課等の長をもって充てる。

2 保護管理者は、各課等における保有個人情報を適切に管理する任に当たる。

3 保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、システム管理者（情報セキュリティポリシーに規定するシステム管理者をいう。以下同じ。）と連携して、その任に当たる。

（保護担当者）

第5条の2 保有個人情報を取り扱う各課等に、保護担当者を1人以上置くこととし、保護管理者が指定する者をもってこれに充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

（事務取扱担当者の指定等）

第6条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」

という。)及びその役割並びに取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。

(監査責任者)

第7条 監査責任者を置くこととし、総務部次長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

(組織体制)

第8条 総括保護管理責任者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため、必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。

2 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

(1) 職員(非常勤、臨時的に任用された職員及び派遣労働者を含む。以下同じ。)がこの訓令等に違反している事実又は兆候を把握した場合の総括保護管理責任者への報告連絡体制

(2) 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損等(以下「情報漏えい等」という。)の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から総括保護管理責任者等への報告連絡及び対応体制

(3) 特定個人情報を複数の課等で取り扱う場合の各課等の任務分担及び責任の明確化

### 第3章 職員の責務

(教育研修)

第9条 総括保護管理責任者は、職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。この場合においては、情報セキュリティポリシーで定める統括情報セキュリティ責任者とその内容等について調整を図るものとする。

3 統括保護管理責任者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等における

保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施するものとする。

- 4 保護管理者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理責任者の実施する教育研修への参加の機会を与える等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第10条 保有個人情報の取扱いに従事する職員は、関連する法令等の規定並びに総括保護管理責任者、保護管理責任者、保護管理者、保護担当者、システム管理者及び事務取扱担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 職員は、特定個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者がこの訓令等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

#### 第4章 保有個人情報の取扱い

(アクセス及び複製等の制限)

第11条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する職員とその権限の内容を、その利用目的を達成するために必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 4 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（電子データ及び電子媒体を含む。以下「記録媒体」という。）の外部への送付又は持出し

(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(訂正)

第12条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(保有個人情報等の管理)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報又は記録媒体を定められた場所に保管するとともに、鍵付キャビネット等への保管、施錠等の措置を行うものとする。

2 職員は、保有個人情報の記録媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則としてパスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設置する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第13条の2 職員は、保有個人情報を含む記録媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第14条 職員は、保有個人情報又は記録媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下この条において同じ。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該記録媒体の廃棄を行い、その記録を保存しなければならない。この場合においては、東松山市文書取扱規程（昭和51年東松山市訓令第4号）又は東松山市情報セキュリティポリシーに定める手続を実施するものとする。

2 前項の作業を委託する場合には、委託先が確実に当該情報の消去又は廃棄したことについて、証明書等により確認するものとする。

(取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及び必要に応じて、

取扱状況を確認する手段を整備し、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(外的環境の把握)

第15条の2 保護管理者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合にあっては、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握し、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用の制限)

第16条 保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法及び東松山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年東松山市条例第39号。以下「番号条例」という。）においてあらかじめ限定的に定めた事務に限定するものとする。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第17条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法及び番号条例で定める場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第18条 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法及び番号条例で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第19条 事務取扱担当者は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第20条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第5章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第21条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章及び次章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第22条 保護管理者は、保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第23条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、アクセス記録の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第24条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第25条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定によるネットワーク経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる情報漏えい等の防止）

第26条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の情報漏えい等

の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第27条 職員は、保有個人情報について一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、前項の保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を確認するものとする。

(暗号化)

第28条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化(適切なパスワードの選択、パスワードの漏えい防止の措置等を含む。)を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第29条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第30条 システム管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第31条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、仕様書、ネットワーク構成図等の文書について漏えい等が行われないう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第32条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第33条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第34条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第35条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録媒体・書類の移送手段)

第36条 この訓令等の手続に基づき、記録媒体又は書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人情報が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずるものとする。

## 第6章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第37条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 記録媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置に準じて、所要の措置を講ずるものとする。

(情報システム室等の管理)

第38条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

## 第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

(保有個人情報の提供)

第39条 保護管理者は、法令等の規定に基づき保有個人情報（特定個人情報を除く。次条及び第41条において同じ。）を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法令等の規定に基づき他の行政機関及び公共団体等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法令等の規定に基づき他の行政機関及び公共団体等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

(特定個人情報の提供)

第40条 保護管理者は、番号法及び番号条例で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第41条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する

場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の安全管理措置に関する事項

(5) 個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報の消去及び記録媒体の返却に関する事項

(7) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任

(8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項

(9) その他必要な事項

3 保護管理者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第42条 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等保有個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(提供等を行う場合のリスク低減措置)

第42条の2 保有個人情報を提供し、又は保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合には、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第7章の2 サイバーセキュリティの確保

(適正なサイバーセキュリティ水準の確保)

第42条の3 システム管理者は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するのに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号のサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第43条 保有個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候等を把握した場合及び職員がこの訓令等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告しなければならない。この場合において、情報漏えい等が情報セキュリティに関するものであるときは、保護管理者は、システム管理者に報告するものとする。

2 保護管理者は、保有個人情報の安全確保上で問題となる事案が発生した場

合は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。

3 保護管理者は、前項に規定する保有個人情報の安全確保上で問題となる事案が、外部からの不正アクセス、不正プログラムへの感染等である場合においては、被害の拡大防止のために必要な措置を直ちに講じなければならない。

4 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、保護管理責任者に報告し、報告を受けた保護管理責任者は、総括保護管理責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理責任者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

5 総括保護管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告するものとする。

6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している課等と当該措置の内容について共有するものとする。

(法に基づく報告及び通知)

第43条の2 保護管理者は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合であって、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条の規定による措置を講じると同時に、これらの規定による報告及び通知を行うものとする。

2 保護管理者は、前項に規定する報告を行った場合にあつては、報告を行った事案に関する個人情報保護委員会によるその内容の把握等に協力するものとする。

(公表等)

第44条 保護管理者は、前条に規定する報告及び通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該

事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講じなければならない。

- 2 公表を行う事案については、情報公開制度及び個人情報保護制度を担当する課を経由して、速やかに個人情報保護委員会に報告を行うものとする。

## 第9章 監査及び点検の実施

### (監査)

第45条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理責任者に報告する。

### (点検)

第46条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

### (評価及び見直し)

第47条 保護管理責任者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

## 第10章 雑則

### (補則)

第48条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のための手続その他について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則 (令和2年3月24日訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則 (令和5年3月27日訓令第3号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。